

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書	
【提出先】	中国財務局長	
【提出日】	2023年10月24日	
【会社名】	株式会社アクアライン	
【英訳名】	Aqualine Ltd.	
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大垣内 剛	
【本店の所在の場所】	広島県広島市中区上八丁堀 8 番 8 号	
【電話番号】	082 - 502 - 6644(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 加藤伸克	
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号	
【電話番号】	03 - 6758 - 5588(代表)	
【事務連絡者氏名】	取締役 経営企画部長 加藤伸克	
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式	
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当	334,961,200円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。	
【縦覧に供する場所】	株式会社アクアライン東京本社 (東京都千代田区霞が関三丁目 2 番 5 号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)	

## 第一部 【証券情報】

### 第1 【募集要項】

#### 1 【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	737,800株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

(注) 1. 本有価証券届出書による当社の普通株式(以下、「本普通株式」といいます。)に係る募集については、2023年10月24日(以下、「発行決議日」といいます。)開催の当社取締役会においてその発行(以下、「本第三者割当増資」といいます。)を決議(以下、「本件発行決議」といいます。)しております。

2. 振替機関の名称及び住所

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2 【株式募集の方法及び条件】

##### (1) 【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	737,800株	334,961,200	167,480,600
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	737,800株	334,961,200	167,480,600

(注) 1. 第三者割当の方法により、株式会社クシムインサイト(以下「クシムインサイト」といいます。)に319,979,200円、株式会社イスマイル(以下「イスマイル」といいます。)に14,982,000円を割当てます。割当予定先の状況については、後記「第3 第三者割当の場合の特記事項 1 割当予定先の状況」をご参照ください。

2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、本普通株式の発行に係る会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の総額は、167,480,600円であります。

##### (2) 【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
454	227.0	100株	2023年11月9日	-	2023年11月9日

(注) 1. 第三者割当の方法によるものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は、本普通株式の発行に係る会社法上の増加する資本金の額であります。また、増加する資本準備金の額は、本普通株式1株当たり227.0円であります。

3. 申込み及び払込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに割当予定先との間で募集株式総数引受契約を締結し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 払込期日までに割当予定先との間で本普通株式の募集株式総数引受契約を締結しない場合は、本普通株式の割当てを受ける権利は消滅いたします。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社アクアライン 東京本社	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社みずほ銀行 兜町支店	東京都中央区日本橋兜町4番3号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
334,961,200	5,000,000	329,961,200

(注) 1. 払込金額の総額(発行価額の総額)は、本第三者割当増資による本普通株式の発行によるものであり、発行諸費用の概算額の内訳は、弁護士費用、登記関連費用、有価証券届出書等の書類作成費用その他諸費用です。  
2. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

## (2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額については、システム導入費の支払、買掛金・未払金の支払いに充当する予定であります。なお、調達した資金は、実際の支出までは、当社の銀行預金口座にて保有する予定です。

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
設備資金(コールセンター等システム導入費)	107	2023年11月～2024年2月
運転資金	222	2023年11月～2024年2月

## &lt;手取金の使途について&gt;

## 設備資金(コールセンター等システム導入費用)

当社グループは、創業以来、トイレや排水口等の故障があった顧客先に当社の雇用する従業員が出向いて修理等を行う訪問販売事業である「水まわり駆けつけサービス」事業を展開してきましたが、2021年8月31日に消費者庁による当社の訪問販売事業に対する一部業務停止命令処分を受けたことを契機に事業モデルを再考し、2021年12月15日公表の「再発防止策の策定及び新たな事業開始に関するお知らせ」のとおり、2021年12月16日から、多様な方法により「日本の職人」を支援し、幅広い地域のお客様に更に良質のサービスを届けることを目的として、当社による訪問販売に加え、同種の訪問販売対応が可能な職人を擁する会社と提携し、かかる会社に対して、当社に作業依頼があった顧客の紹介や、当社が従前利用してきたシステム貸与その他の事業支援等を行うことを内容とする加盟店ビジネスを開始しております。

当社で従前使用してきたコールセンター受注システム及び販売管理システムは、当社が従来行っていた業態である、当社顧客への直接の訪問販売に特化したB to C向け受注管理及び販売管理システムとなっており、当社と提携企業との間で顧客紹介や事業支援を行うことを前提に開発したものではありません。そのため、加盟店ビジネスの開始以来、当社と提携企業との間における顧客紹介や事業支援に関しては、その紹介作業やその実績管理、売上金の管理及び回収等につき、従業員が売上金額の集計及び請求書発行業務を手作業で行い管理しておりました。今般、提携先企業を引き続き募集し、加盟店ビジネスの一層の拡大を図るにあたり、かかる管理作業をシステムを通じて実施し、管理の正確性及び効率性を図るべく、新たにB to B向け連絡及び紹介等(当社から加盟店及び協力店向け連絡及び紹介等)の管理システム(コールセンターシステム)及び加盟店及び協力店向け販売管理(取引先、取引内容、請求書発行、売上金額、回収管理するためのシステム)に対応するシステムの導入を予定しております(107百万円)。

## 運転資金

当社の運転資金として、加盟店向け販売用の水まわり関連の商材仕入代金及び販売費及び一般管理費等（主に、水まわり関連のためのSEO対策（注））の支払いに充当する予定です（222百万円）。なお、それぞれの支払先については、取引先との間で守秘義務がありますので、個別会社名の開示は非開示とさせていただきます。

注：SEO対策とは「Search Engine Optimization」の略称で日本語にすると「検索エンジン最適化」と訳されます。検索エンジンとは、国によって異なりますが日本においては主流なのがGoogleやYahoo!といった検索エンジンが対象になります。この検索結果に対して「最適化」するのですが、あくまで自社のサイトが上位に表示されるように「最適化」をすることで、自社のサイトコンテンツを検索エンジンで検索上位に表示される最適なコンテンツであると認識してもらい、実際に検索しているユーザーにとって見てもらえるように改善することです。

2023年3月弁済期限の短期借入金の100百万円の借り換えの交渉を金融機関と行っておりましたが、金融機関との交渉により一旦、約定通りを弁済し、新たに借入の申込を行い借入の実行を予定しておりましたが、借入の実行には至りませんでした。その結果、新規借入実行ができなかったことにより、財務基盤が不安定となっております。

その為、今回の第三者割当によって運転資金に充当することにより財務基盤を安定させるとともに、今後の事業及び収益基盤の増強（システム投資を行い業務効率を図り収益率の向上）に努め、長期的に健全な経営状況を維持できるように努めてまいります。

また、当社は、2023年2月実施の第三者割当増資により、195百万円の資金を調達し長期借入金の弁済に93百万円充当し、計画通り弁済いたしました。調達した195百万円の残金102百万円についても、2024年2月までの長期借入金の弁済に計画通り充当し弁済を実施予定となります。なお、2023年2月期連結会計期間末(2023年2月28日)時点において、1年以内返済予定の長期借入金残高186百万円、長期借入金残高263百万円、合計449百万円となっております。2024年2月期第2四半期連結会計期間末(2023年8月31日)時点において、1年以内返済予定の長期借入金残高178百万円、長期借入金残高177百万円、合計356百万円となっております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

## (1) 割当予定先の概要

## 株式会社クシムインサイト

名称	株式会社クシムインサイト
本店の所在地	東京都港区南青山六丁目7番2号
代表者の役職及び氏名	代表取締役 伊藤 大介
資本金	10百万円
事業の内容	投融資事業、暗号資産、ブロックチェーンに関するシステムの開発、販売及び保守
主たる出資者及びその出資比率	株式会社クシム 99.85%

## 株式会社イースマイル

名称	株式会社イースマイル
本店の所在地	大阪市中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル
代表者の役職及び氏名	代表取締役 島村 禮孝
資本金	100百万円
事業の内容	住宅事業、不動産仲介及び売買、住宅設備のリフォーム及びメンテナンス、人材紹介サービス
主たる出資者及びその出資比率	島村 禮孝 100%

## (2) 提出者と割当予定先との間の関係

## 株式会社クシムインサイト

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。
技術又は取引関係		該当事項はありません。

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2023年10月24日現在のものです。

## 株式会社イースマイル

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係		該当事項はありません。
資金関係		該当事項はありません。

技術又は取引関係	該当事項はありません。
----------	-------------

(注) 割当予定先の概要及び提出者と割当予定先との間の関係の欄は、2023年10月24日現在のものです。

### (3) 割当予定先の選定理由

当社グループは、創業以来28年以上に亘り、職人を雇用し、職人による作業を求める顧客の下に当社職人が訪問する事業を展開し、かかる事業を通じて「日本の職人」が抱える労働環境・賃金・職人（人員）の確保を中心に様々な課題の解決に取り組んでまいりました。当社は訪問販売事業の中でも特に「水まわり駆けつけサービス」事業を展開してきましたが、2022年2月期以降、消費者庁から当社の訪問販売事業に対する一部業務停止命令処分がなされた影響で、業績及び財務体質が悪化していることから2022年2月期連結会計年度及び2023年2月期連結会計年度において継続企業の前提に関する事項の注記を記載しております。

また、金融機関からの融資については、取引金融機関と弁済期限が近日到来する借入金について、元本弁済の猶予や追加融資を頂けるように交渉を行ってまいりましたが、当社の財政状況や昨今の金融情勢を含めると、現状は厳しい状況下にありました。

これらの状況を打開するため、当社グループは、2023年2月10日提出の有価証券届出書記載のとおり、2024年2月までの長期借入金の弁済に充当する目的で、199百万円の第三者割当増資による資金調達を行いました。また、2023年3月に到来する短期借入金の弁済期限の延長について金融機関と継続して交渉を行ってまいりましたが、交渉の末に、当社の運転資金から短期借入金1億円を弁済いたしました。短期借入金を返済した結果、当社の有利子負債は圧縮されましたが、運転資金として予定しておりました資金を充当したために、依然として厳しい経営状態が続いている現状です。

加えて、当社グループは、前連結会計年度まで4期連続して、営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、また、2022年2月期において連結会計年度の損失額に重要性が認められることから、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせる事象又は状況が存在しているものと認識しております。

これらの状況を鑑み、早急に資金調達を行い、財務体質を改善することが当社の緊急かつ、コールセンター等システム導入による業務効率化が最優先の経営課題であると判断しました。

そのため、当社は、財務体質の改善及びコールセンター等システム導入費のための資金調達方法として、金融機関からの追加融資、資本市場からの公募増資等を含めた新株式の発行、新株予約権付社債の発行等を2023年6月頃より検討を開始いたしました。

金融機関からの追加融資については、現在の資金調達の多くを有利子負債に依存している当社の財務健全性の強化という今回の目的にそぐわないこと、当社の現況における借入限度額や借入コストの発生、自己資本比率の低下等いくつかの課題が発生することから、追加融資によって負債を増加させる間接金融は適切ではなく、財務の健全性を確保しつつ、期間的な返済を前提としない直接金融が望ましい方法であると判断いたしました。

新株式または新株予約権付社債の発行については、現時点での当社の厳しい財務状況及び業績を踏まえすと、公募増資によって広く一般的に引受人を募集し、資本調達を行うことができる可能性は低いと考えざるを得ない状況です。また、今後、当社がさらなる成長・発展を目指す上では、当社の経営方針を理解し、当社の持続的・継続的な成長・発展を支えていただける安定した株主構成の下で中長期的な企業価値最大化を図っていくことが不可欠と考えております。

その点、返済コストが発生せず、当社の経営方針を理解した相手先が株主となる第三者割当増資であれば、自己資本比率低下を避け、財務健全性を強化するという目的を達成しつつ、必要な資金を確実かつ迅速に調達できるため、今回の資金調達手段としては、第三者割当による普通株式の発行が最善であると判断するに至りました。

上記の観点から、第三者割当の検討を行った結果、本第三者割当増資については、クシムインサイト及びイースマイルを割当予定先として選定いたしました。各割当予定先の選定に関する経緯及び理由については以下のとおりです。

#### 株式会社クシムインサイト

クシムインサイトは、東京証券取引所スタンダード市場に上場している株式会社クシム（以下、「クシム」といいます。）の議決権所有割合100%の連結子会社であります。クシムは、当社が2022年2月に実施した第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の引受先であるALPHA Capital合同会社の匿名組合出資者でもあり、同年3月には、当社のコンプライアンス強化に向けてクシム社製のe-ラーニングシステムを導入することとし、同社からのシステム購入を行うとともに同社からの導入支援を受けた実績があります。このような関係性を踏まえ、今回、当社代表取締役社長大垣内 剛氏よりクシム代表取締役会長中川 博貴に第三者割当による新株式の引受けを2023年6月中旬に打診したところ、当社の資金需要にご理解いただき、当社とクシムの間で協議した結果、クシムの連結子会社であるクシムインサイトに割り当てることとなりました。

クシムインサイトはクシムの上場・未上場企業への投融資事業を行う戦略子会社としての位置付けられており、今回の当社の発行する第三者割当による新株式の引受けについても、クシム側は事業支援及びキャピタルゲインを目的とした純投資として位置付けておりますことから、上場会社株式への投資実績のあるクシムインサイトによる引受けの提案をいただき、2023年8月下旬に割当予定先として選定しておりました。しかし、2023年8月24日以後、当社の株価が高騰したため（なお、当社においては株価高騰の理由は把握できておりません。）2023年8月31日に当社とクシム間で第三者割当の実施を中止する方向で協議いたしました。その後、2023年9月20日以降、当社の株価及び出来高とも落ち着いてきましたので、当社代表取締役社長大垣内 剛氏からクシム代表取締役会長中川 博貴氏に改めて第三者割当増資の打診をしたところ、2023年10月2日にクシムインサイトが割当予定先として選定された次第です。

#### 株式会社イースマイル

イースマイルは当社と同業他社であります。イースマイルは1992年の創業以来31年以上水のトラブルに関するサービスを行っている駆けつけ事業者です。「より快適な暮らしを支える」をテーマに生活の土台となる「家」、ご家族の笑顔を支える住環境を守り、快適な暮らしが家族を支え、その家族が笑顔になる瞬間、住宅関連事業を通じて、皆様に笑顔をお届けするという理念のもと、蛇口やトイレなどの水まわりのトラブル対応や、住宅設備のリフォームなどの事業を手がけております。

当社とイースマイルは同業他社であることから、取引はありませんでしたが、当社が加盟店ビジネスを開始し、加盟店（当社が集客した水まわりのトラブルを有する顧客の紹介や、当社が従前使用している対顧客の訪問販売における販売管理するシステムの貸与その他当社のノウハウの供与等による事業支援を行う会社）及び協力店（事業支援は行わず顧客紹介のみを行う会社）の募集を行っていたところ、2023年6月下旬に当社の協力店に新たな協力店について協議を行っていたところイースマイルを紹介していただき、2023年7月上旬から当社代表取締役社長 大垣内 剛氏とイースマイルの代表取締役島村 禮孝氏との間でイースマイルを当社の協力店として、当社からイースマイルに対して顧客紹介を行うこととする業務提携の相談を行うことになりました。また、業務提携の交渉を行う中で、新型コロナウイルス感染症の影響や2022年2月期の消費者庁による当社の訪問販売に対する一部業務停止命令処分等の近況の情報交換を行っているなかで、当社が増資の検討を行っていることを伝えたところ、資本参加を行うことを目的とした資本提携協議に発展しました。また、出資金額についてはクシムインサイトへの割当の話が先行していたため、当社の資金需要を考慮しつつイースマイルと協議した結果、イースマイルにおいて当社の資金需要についてご理解いただけたことから、2023年9月下旬に割当予定先として選定しました。

#### (4) 割当てようとする株式の数

割当予定先	種類	割当予定株式数
株式会社クシムインサイト	普通株式	704,800株

株式会社イースマイル	普通株式	33,000株
------------	------	---------

(5) 株券等の保有方針

株式会社クシムインサイト

当社と割当予定先であるクシムインサイトは、本普通株式の取得について株式の継続保有に関する取り決めはございません。またクシムインサイトは、当社に対して、今回取得する本普通株式の保有方針は、基本的には中長期的な視点で保有しますが、事業支援及びキャピタルゲインを目的としていることから、当社株式の価値向上によって将来的には株式を売却する方針であること、及びその際は可能な限り市場動向に配慮しながら当社株式を売却していく方針であることを口頭で確認しております。

なお、払込期日から2年間に於いてクシムインサイトが普通株式第三者割当で取得した本普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定です。

株式会社イースマイル

当社と割当予定先であるイースマイルは、本普通株式の取得について株式の継続保有に関する取り決めはございません。またイースマイルは、当社に対して、本普通株式の取得は当社との関係強化を目的とした投資であり、中長期的に継続して保有する方針であることを口頭で確認しております。なお、払込期日から2年間に於いてイースマイルが本普通株式第三者割当で取得した本普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数等を当社に書面により報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を締結する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

割当予定先とは、本第三者割当による本普通株式の払込みに要する資金について、払込みスケジュール及び払込金額等に関する協議の中で、資金の確保及び払込に関しては、十分な資金があり、払込期日に全額を払い込むことの確約を口頭で確認しております。

株式会社クシムインサイト

当社は、クシムインサイトについて、本第三者割当の払込に要する自己資金を有していることを預金残高証明の写し及び口頭で確認しております。

株式会社イースマイル

当社は、イースマイルについて、本第三者割当の払込に要する自己資金を有していることを預金残高証明の写し及び口頭で確認しております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、本割当予定先であるクシムインサイト及びイースマイルの両代表取締役に対する面談を通じ、本割当予定先及びその出資者が反社会的勢力とは一切関係がないことをヒアリングにて確認しております。

また、割当予定先法人2社及びその代表取締役について、暴力団等の反社会的勢力であるか否か、及び反社会的勢力となんらかの関係を有しているか否かについて、第三者調査機関である株式会社ディークエストホールディングス(代表者：山本 陽介 住所：東京都千代田区神田駿河台3 - 4)に反社チェック調査依頼をしております。具体体には、インターネット検索、判例情報、官報による調査した結果、同社からは調査対象個人について、反社会的勢力との関係を有することを示唆する情報、過去から現在において違法行為に関与していることを示唆する情報は確認されず、またコンプライアンスリスクの観点から重大な問題点等も確認されなかったとの回答を得ております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

## 3 【発行条件に関する事項】

### 1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

本普通株式の払込金額につきましては、2023年6月以降に当社と各割当予定先との間で、双方が必要かつ相当と考える割当の規模、当社株式の過去一定期間の株価、流動性等を総合的に勘案し、割当株式数及び合理的な発行価額について協議した結果、本件発行決議日の直前日である2023年10月23日の東京証券取引所における当社株式の終値に0.9419を乗じた金額(1円未満四捨五入。以下、終値平均の計算において同様に計算しております。)である454円といたしました。

当該価格は、本件発行決議日の前日における東京証券取引所の当社株式の終値である482円に対して5.81%(小数点以下第3位を四捨五入。以下、プレミアム及びディスカウントについて同様に計算しております。)のディスカウント、本件発行決議日の直前1か月間(2023年9月24日から2023年10月23日)の終値平均である541円に対して16.08%のディスカウント、同直前3か月間(2023年7月24日から2023年10月23日)の終値平均である601円に対して24.46%のディスカウント、同直前6か月間(2023年4月24日から2023年10月23日)の終値平均である606円に対して25.08%のディスカウントとなっております。

上記を勘案した結果、本普通株式にかかる払込金額は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠するものであり、割当予定先に特に有利なものとはいえず、合理的なものと判断しております。

なお、上記払込金額につきましては、本件発行決議にあたり、取締役会に出席した監査役3名全員が、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に照らして特に有利な発行価額には該当しない旨の意見を表明しております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

本第三者割当増資により発行される株式数は737,800株(議決権数7,378個)であり、2023年8月31日現在における当社の発行済株式総数2,636,600株に2023年9月4日の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使に伴い355,029株増加し、合計で2,991,629株の24.66%(小数点以下第3位を四捨五入。以下、割合の計算において同様に計算しております。)、議決権総数29,545個の24.97%に相当します。これにより既存株主の株式所有割合及び議決権割合について一定の希薄化が生じます。

このように、本第三者割当増資によって一定の希薄化が生じるものの、当社が本第三者割当によって得た資金を、前記「第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途(2) 手取金の使途」で記載したとおりに充当することで、当社の加盟店向け水まわり支援サービスの事業基盤のさらなる効率化及び財務基盤の安定化につながることから、本第三者割当による希薄化の影響を上回る当社の企業価値及び株式価値の向上に寄与するものと判断しております。

したがって、本第三者割当増資の規模及び希薄化率は合理的であり、当社及び株主の皆様への影響という観点からみて相当であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合	割当後の 所有株式数 (株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合
ジャパンベストレスキューシステム株式会社	愛知県名古屋市中区錦一丁目10番20号	736,400	24.92%	736,400	19.94%
株式会社クシムインサイト	東京都港区南青山六丁目7番2号	-	-	704,800	19.09%
大垣内 剛	広島県広島市中区	562,200	19.03%	562,200	15.23%
綿引 一	東京都港区	397,900	13.47%	397,900	10.78%
大垣内 好江	大阪府大阪市西区	125,000	4.23%	125,000	3.39%
榊原 暢宏	愛知県名古屋市昭和区	110,600	3.74%	110,600	3.00%
アクアライン従業員持株会	広島県広島市中区上八丁堀8番8号	73,300	2.48%	73,300	1.99%
株式会社ポイントラグ	東京都渋谷区渋谷二丁目10番9号	33,300	1.13%	33,300	0.90%
寒川 登代志	東京都武蔵野市	33,100	1.12%	33,100	0.90%
株式会社イースマイル	大阪府中央区瓦屋町三丁目7番3号イースマイルビル	-	-	33,000	0.89%
小宮 久	東京都渋谷区	31,200	1.06%	31,200	0.85%
株式会社SAIAS	東京都港区港南一丁目9番36号	26,000	0.88%	26,000	0.70%
計		2,129,000	73.49%	2,866,800	77.64%

- (注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合は2023年8月31日現在の株主名簿を基準とし、2023年9月4日付けでALPHA Capital合同会社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使に伴い355,029株（議決権数3,550個）増加した2,991,629株（議決権数29,545個）を加味して記載しております。
2. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2023年8月31日現在の発行済株式総数に係る総議決権数25,995個に、2023年9月4日付けでALPHA Capital合同会社が第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の行使に伴い議決権数3,550個増加した議決権数29,545個に本普通株式第三者割当により発行する本普通株式737,800株（議決権数7,378個）を加えた総議決権数36,923個で除して算出した数値であります。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
4. 「割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合」は、「割当後の所有株式数」に係る議決権の数を総株主の議決権の数に割当議決権数を加えた数で除して算出した割合で記載しております。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1 事業等のリスクについて

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第28期)及び四半期報告書(第29期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年10月24日)までの間に生じた変更及び追加すべき事項はございません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日(2023年10月24日)現在においても変更の必要ないものと判断しております。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

### 2 臨時報告書の提出について

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第28期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年10月24日)までに、以下の臨時報告書を中国財務局長に提出しております。

(2023年6月5日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2023年5月31日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 株主総会が開催された年月日

2023年5月31日

##### (2) 決議事項の内容

###### 第1号議案 定款一部変更の件

当社の事業内容の多様化および今後の事業内容に対応するため、現行定款の事業目的を追加する旨を設けるものであります。

###### 第2号議案 取締役5名選任の件

取締役として、大垣内剛、谷上淳子、加藤伸克、山本寿樹及び小森光嘉の5名を選任するものであります。

###### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役として、宮嶋淳、大江隆及び石井睦子の3名を選任するものであります。

- (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	20,282	19	0	(注) 1	可決 99.91
第2号議案 取締役5名選任の件					
大垣内 剛	20,272	34	0	(注) 2	可決 99.83
谷上 淳子	20,275	31	0		可決 99.85
加藤 伸克	20,273	33	0		可決 99.84
山本 寿樹	20,273	33	0		可決 99.84
小森 光嘉	20,275	31	0		可決 99.85
第3号議案 監査役3名選任の件					
宮嶋 淳	20,282	24	0	(注) 2	可決 99.88
大江 隆	20,283	24	0		可決 99.88
石井 睦子	20,283	23	0		可決 99.89

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

- (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

(2023年7月21日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社グループの財政状態、経営成績に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号の規定に基づき本報告書を提出するものがあります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生年月日

2023年7月14日

(2) 特別利益の計上について

当社は、連結子会社であった株式会社アームの株式譲渡により連結決算において「関係会社株式売却益」として64,179千円を特別利益に計上いたしました。

特別損失の計上について

当社は、連結子会社であった株式会社アームの株式譲渡に伴い連結対象から除外いたしました。連結対象から除外したことに伴い、当社から株式会社アームに対して60,000千円の貸付金に対して個別決算で計上していた貸倒引当金を連結決算で「貸倒引当金繰入額」として60,000千円を特別損失に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象の発生により、2024年2月期第1四半期の連結決算において、64,179千円の特別利益、60,000千円の特別損失として計上いたしました。

(2023年9月6日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の引受先であるALPHA Capital合同会社から2023年9月4日付けで、新株予約権の行使を行う旨の請求書が届きました。これに伴い、当社の主要株主に異動が見込まれますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主となるもの ALPHA Capital合同会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	- 個	- %
異動後	3,550個	12.01%

(注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2023年2月28日付けの当社株主名簿に記載された「総株主等の議決権の数」25,997個に異動後の議決権数3,550個を加えた総議決権数29,547個で除して算出した数値であります。

2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2023年9月4日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 505,791千円  
発行済株式総数 普通株式2,991,629株

(2023年9月21日提出の臨時報告書)

1 提出理由

当社の主要株主に異動がありましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第4号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該異動に係る主要株主の名称

主要株主でなくなるもの ALPHA Capital合同会社

(2) 当該異動の前後における当該主要株主の所有議決権の数及び当社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	3,550個	12.01%
異動後	224個	0.76%

(注) 1. 異動前及び異動後の「総株主等の議決権に対する割合」は、2023年8月31日付けの当社株主名簿に記載された「総株主等の議決権の数」25,997個に2023年9月6日提出の臨時報告書記載の議決権数3,550個を加えた総議決権数29,547個で除して算出した数値であります。  
2. 「総株主等の議決権に対する割合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

(3) 当該異動の年月日

2023年9月8日

(4) その他の事項

本報告書提出日現在の資本金の額 505,791千円  
発行済株式総数 普通株式2,991,629株

3 資本金の増減

「第四部 組込情報」の有価証券報告書(第28期)の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2023年10月24日)までの間における資本金の増減は以下のとおりであります。

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2023年9月4日 (注)	355,029	2,991,629	90,000	505,791	90,000	425,791

(注) 第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使による増加であります。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第28期)	自 2022年3月1日 至 2023年2月28日	2023年5月31日 中国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第29期第2四半期)	自 2023年6月1日 至 2023年8月31日	2023年10月16日 中国財務局長に提出

上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報組織(EDINET)を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続き等ガイドライン)A4 - 1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2023年5月31日

株式会社アクアライン  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 岡 朋 晃

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江 口 二 郎

### < 財務諸表監査 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクアラインの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクアライン及び連結子会社の2023年2月28日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度より継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当連結会計年度においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## その他の事項

会社の2022年2月28日をもって終了した前連結会計年度の連結財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該連結財務諸表に対して2022年5月31日付けで無限定適正意見を表明している。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社アクアラインの2023年2月28日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社アクアラインが2023年2月28日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

##### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。

・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2023年5月31日

株式会社アクアライン  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 岡 朋 晃

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江 口 二 郎

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクアラインの2022年3月1日から2023年2月28日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アクアラインの2023年2月28日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は過年度より継続して営業損失、経常損失及び当期純損失を計上し、当事業年度においても営業損失、経常損失及び当期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

当監査法人は、「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分に記載されている事項を除き、監査報告書において報告すべき監査上の主要な検討事項はないと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## その他の事項

会社の2022年2月28日をもって終了した前事業年度の財務諸表は、前任監査人によって監査が実施されている。前任監査人は、当該財務諸表に対して2022年5月31日付けで無限定適正意見を表明している。

## 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2023年10月16日

株式会社アクアライン  
取締役会 御中

監査法人やまぶき  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 西 岡 朋 晃

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 江 口 二 郎

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社アクアラインの2023年3月1日から2024年2月29日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2023年6月1日から2023年8月31日まで)及び第2四半期連結累計期間(2023年3月1日から2023年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社アクアライン及び連結子会社の2023年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 継続企業の前提に関する重要な不確実性

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は、過年度より継続して営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する当期純損失を計上し、当第2四半期連結累計期間においても営業損失、経常損失及び親会社株主に帰属する四半期純損失を計上していることから、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該事象又は状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。四半期連結財務諸表は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は四半期連結財務諸表に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

#### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記の四半期レビュー報告書の原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。  
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。